

とよたエコポイント啓発モニター規約

(著作権)

第1条 寄稿原稿及び写真の著作権は、とよたエコポイント啓発モニター（以下、啓発モニターという。）に帰属しますが、豊田市環境政策課にはその使用権が無償で許諾されるものとします。

(原稿の作成者)

第2条 応募できるのは、原則として啓発モニター本人が作成した原稿及び撮影した写真に限ります。代理で寄稿する場合には、原稿作成者及び撮影者の許諾を得た上で、その旨を配信時にメールにて記載してください。

(原稿の修正)

第3条 寄稿した原稿のうち、公序良俗に反するもの、企業などの宣伝または政治目的・宗教勧誘など、特定のイデオロギーの宣伝もしくは勧誘を意図するもの・個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの・テーマにふさわしくない表現が含まれているもの・その他豊田市環境政策課が不適切と判断した原稿は、原稿内容を修正させていただきます。

(費用)

第4条 寄稿や原稿作成にかかる費用は、啓発モニター本人が負担するものとします。

(選考内容)

第5条 啓発モニターの選考内容に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねます。

(責任)

第6条 啓発モニター個人の SNS 上での発言内容や、それに関わるトラブルに対し、豊田市環境政策課は一切の責任を負いません。

SNS 利用によるいかなるトラブルや損害が発生したとしても、豊田市環境政策課は一切の責任を負いません。

寄稿原稿及び写真に関して、第三者との間で権利（著作権、商標権、肖像権他、関連する権利一切を指します）侵害などの問題が生じた場合、豊田市環境政策課は一切の責任を負わないものとし、啓発モニターが自己の責任と費用において問題を解決していただくものとします。